

# 日本保健福祉学会誌 編集規程

## (投稿資格)

1. 本誌への投稿の資格は共著者も含めて日本保健福祉学会の会員に限る。ただし、依頼原稿等についてはこの限りではない。

## (投稿論文の制約)

2. 他誌等に発表された、または発表予定(審査中を含む)の論文の投稿は認めない。また、本誌に掲載され、または掲載予定(審査中を含む)の論文の他誌等への発表も認めない。ただし、学会発表、学位論文、研究助成金等の研究報告書に記載した内容を論文として投稿することは可とする。

## (投稿原稿の種類)

3. 本誌には保健福祉に関係のある、原著 (Original article)、論説 (Sounding board)、研究ノート (Preliminary report)、総説 (Review article)、資料 (Observation)、実践報告 (Field Report)、特別論文 (Special article)、会員の声 (Letter) などを掲載する。あわせて学会情報、その他会員の研究活動に関連する記事を編集・掲載する。ただし編集委員会がとくに必要と認めた場合にはその限りではない。
  - (1) 原著は信頼性、妥当性のある手法に基づく、保健福祉に関する有用性のある新しい知見をもつ研究論文とする。
  - (2) 論説は政策及び規範的価値判断を踏まえて論理的に保健福祉に関する課題を解明した研究論文とする。
  - (3) 研究ノートは原著に至る予備的な研究論文や原著として扱うほどの新規性や有用性は満たしていないが、会員にとって有用な研究論文とする。研究方法の信頼性および妥当性は原著と同様である。
  - (4) 総説は研究・調査論文の総括と解説とする。
  - (5) 資料は保健福祉に関する調査報告・事例報告・記録上重要なもの、または会員に参考になる社会科学、自然科学に関する記録やまとめとする。
  - (6) 実践報告は会員に参考となる、科学的根拠に基づいて行われた保健福祉に関する実践の報告とする。
  - (7) 特別論文は (1) ~ (6) の範疇に属さないが編集委員会が掲載に値すると認める論文とする。
  - (8) 会員の声は掲載論文に関する意見、その他保健福祉分野における意見とする。

## (掲載の採否)

4. 前項の (1) ~ (6) の投稿原稿の採否は、2名以上の査読者による査読を経て編集委員会が決定する。その他の原稿の採否は編集委員会が決定する。掲載順およびレイアウトも編集委員会において決定する。

## (著作権)

5. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。本学会が複製及び公衆送信を第3者に委託した場合も同様とする。ただし、以下の利用を認めるが、いずれの場合においても本誌掲載論文からの引用または転載であることを明示すること。また、全文転載は本学会による J-STAGE での公開後に限る。
  - (1) 執筆者本人が利用すること。

- (2) 執筆者の所属する機関の機関リポジトリにおいて本学会が公開しているものと同一版（PDF ファイル）で公開すること。
- (3) 掲載原稿が博士論文またはその一部で、学位を授与した大学においてインターネット公開すること。この場合、査読前原稿、査読後原稿、出版社版のいずれの利用も認める。なお、投稿前に全文公開された場合、既発表論文とみなされる場合があるので、留意すること。

#### **（審査結果の通知と再投稿）**

6. 審査結果は別に定める書式によって、投稿者に必ず通知する。修正論文の提出期限は、審査結果の通知から6か月未満とする。6か月以上経過した場合は取下げとみなし、提出された修正論文は新規投稿として扱う。

#### **（投稿料、掲載料）**

7. 投稿原稿を送付後、本学会事務局から受付通知を送付する。この通知を受け取った後、連絡通信事務費（投稿料）5,000円をゆうちょ銀行 00130-8-356452（日本保健福祉学会）に納入し、振込用紙の領収書の画像（pdf または jpeg）を電子メールに添付して送付する。一旦納入された投稿料は、投稿取り下げ・掲載不可の場合も返却しない。掲載料は、刷り上り4頁までは無料、それ以上は印刷実費を徴収する。ただし写真については枚数にかかわらず印刷実費を徴収する。別刷は著者の負担とする。

#### **（校 正）**

8. 初校は著者が原稿の控えを用いて行う。ただし校正の際の加筆・修正は認めない。二校以後は著者校にもとづいて編集委員会が行う。なお、投稿原稿は返還しない。

付則：この改正規程は2022年4月1日より施行する。